

日立市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
日立市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	3
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本市に勤務する教育職員の時間外在校等時間の状況等を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスや働きがいの向上に関する目標を設定し、教育職員の業務量の適切な管理及び健康確保に向けた取組を推進する。

(2) 日立市の現状

- 本市では、毎月の在校等時間の状況を学校別・職種別に分析・調査を行い、校長会や教頭会において、現状を確認するとともに、スクール・サポート・スタッフ、ICT支援員を配置するなどして、働き方改革を推進してきた。
- 取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月29.6時間	18.4%	0%
中学校	月36.5時間	31.4%	0%

- 中学校における時間外在校等時間が45時間を超える割合が31%以上と多くなっている。主な要因として、部活動の指導における業務負担と捉えている。
そのため、外部指導者や地域エキスパートの活用、第1・第3土日及び学校閉庁日を部活動の休養日とするなどし、業務軽減を図ってきた。
今後、部活動の地域展開を進め、原則として休日の学校部活動を行わないことで、休日における教職員の部活動業務の軽減を図っていく。
それによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することができると考える。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。 【12.9日】

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。
【14.3%】
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を80以下とする。【83.6】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動など、各地域の実情を踏まえつつ、開門（開錠）時刻を設定し、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。また、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- 放課後から夜間、長期休業中などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応については、保護者・地域住民が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
なお、補導された児童生徒の対応については、保護者が第一義的な責任を負うことの認識を学校と保護者間とで共有する。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応については、市のスクールロイヤーを活用することで、行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答
 - ・調査内容、回答方法などを市で精査し、学校の事務負担を軽減する。
- 部活動
 - ・令和8年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備、学習評価や成績処理
 - ・校務支援システムやICT等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・生活指導員の配置やスクールカウンセラー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・週当たりの回数の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外の留守番電話機能を要望のある全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図る。
- ・年次有給休暇を計画して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している勤務管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入

- しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。
特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
 - 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
 - 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保 措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。

以 上